

薬害エイズ 連絡会通信

2003年2月1日発行

薬害エイズ 刑事裁判による

責任追求を求める連絡会

エイズと人権を考える会

HIV薬害訴訟を支える会・大分

事務局:大分市都町 2-7-4 田並ビル2F

097-537-3344

2003年も ガンバル！宣言

私たちは薬害エイズや薬害肝炎の問題などについて一人でも多くの方々に伝えて行きながら全国の仲間と連携を取り合い問題解決に向かって今年も全力で取り組むことを宣言します。

2月10日(月)『安部英・控訴審を学ぶ』講師:大井暁弁護士(詳しくは裏表紙を)

19:00~20:30 大分県弁護士会館・3階会議室にて(大分市中島西 1-3-14)

安部英・刑事裁判の控訴審(11/29と1/21)の動向について
第3回公判(3/4(火)13:30~)以降の焦点について
支援する力を結集するために必要なことについて など

3月30日(日)『薬害エイズを考える集い 和解から7年』

14:00~16:30 コンパルホール 4F・視聴覚室(大分市府内町 1-5-38 Tel 097-538-3700)

今年は 3/29 に東京で大きな集いがあるので大分は翌日にずらしました

安部英・刑事裁判について
薬害肝炎裁判を学び支援するために

詳しくは次回通信かHPにて

4月29日(火)恒例ソフトボール交流会

11月3日(月)草伏村生さんとM君を偲ぶ薬害エイズの集い

その他、必要に応じて活動を展開して行きます。



= 通信内容 = 表紙・主なお知らせ

1頁・刑事裁判の動向について

3頁・薬害肝炎情報について

4頁・11月3日の集い議事録を抜粋版で掲載

裏表紙・2月学習会の詳細と署名とメール通信のお願いを掲載

別紙・『薬害エイズ刑事裁判控訴審における迅速公正な判決を求める要請書』

今回の署名集約は2月10日と2月28日です。もうひと回り身近な方々に署名を広めて下さい。

薬害エイズ・刑事裁判 最近の動き

2001年03月28日 帝京大ルート 安部英・刑事裁判で無罪判決（東京地裁）
2001年09月28日 厚生省ルート 松村明仁・刑事裁判で一部有罪一部無罪判決（東京地裁）

2002年11月29日 帝京大ルート 安部英・刑事裁判 控訴審 第一回公判（東京高裁）
2003年01月21日 安部英・刑事裁判 控訴審 第二回公判（東京高裁）

2003年03月04日 安部英・刑事裁判 控訴審 第三回公判 予定（東京高裁）

可能な方は
傍聴へ出か
けよう！

大きく動き出した刑事裁判 山場は次回公判！

帝京大ルート、安部英・刑事裁判の控訴審が始まる頃は1月21日の第二回公判で事実上の審議は終了し夏には結審をするのではないかという予測も立てられていました。ところが1月21日に証人に立った内田医師は安部被告が非加熱製剤を使った85年5、6月よりも前に非加熱製剤の使用を中止し、当時未承認ながら治験薬として出まわっていた加熱製剤に切り替え、十数ヵ所の病院にも同様の方針を採らせたと言明しました。

これは安部被告無罪判決の根拠の一つとなっていた「刑事責任を問われるのは、通常の血友病専門医が被告の立場に置かれれば、おおよそそのような判断はしないはずであるのに…」＝「当時の通常の血友病専門医が皆こうしたのだから、一人安部被告人に対してだけ、それを求めるのはおかしい。」治療方針は帝京大学病院に固有の情報が広く知られるようになった後も、加熱製剤の承認供給に至るまで基本的に変わる事がなかった。当時の実情に照らせば、被告人が非加熱製剤の投与を原則的に中止しなかった事に結果回避義務違反があったと評価することはできない。」という一審判決と正反対の証言をした事になります。

そこで急きょ3月4日にクリオ製剤を使い続けていた杉山医師が証人に立つことが決まりました。この公判で『みんなが同じ判断をしたわけではない』ことが更に明らかになれば次には薬害エイズの被害者本人が証人に立つ予定になっています。

山場はまさに3月4日の第三回公判とその次の公判となってきました。私たちの求めている「責任ある人に責任を認めてもらう」ためには関心と支援の力を集中する必要があります。どうかこの大切な時期に皆様のお力をお貸し下さい。



2月10日の学習会にご参加下さい。今が必要なのかを一緒に考えて行きましょう！
署名活動をもうひと回りひろげて下さい。集約は2月10日の学習会と2月28日です。



刑事裁判を新聞記事から追う

11月28日 「被害者の立場に立った裁判を」 原告らが訴え

毎日新聞

薬害エイズ事件で業務上過失致死罪に問われ、1審で無罪判決を受けた元帝京大副学長、安部英(たけし)被告(86)の控訴審が29日から始まるのを前に、HIV(エイズウイルス)訴訟の原告が28日、東京・霞が関の司法記者クラブで会見し「被害者の立場に立った裁判を」と訴えた。原告らは28日、公正・迅速な裁判を求める約2万8000人分の署名を東京高裁に提出した。北海道訴訟の原告、井上昌和さん(38)＝札幌市＝は「1審はショックだった。手首の出血という軽いけがに、あえて非加熱製剤を使った(点を違法と判断しない)のは納得がいかない」と話した。妻の浅川身奈栄さん(39)は「国と製薬会社の責任は民事で問えた。医者の責任がどこにあったのか、明確にしてほしい」と2審に期待した。

西日本の50代の原告も「1審を聞き、こんなことがあっていいのかと思った。既に500人以上が亡くなった。希望ある人生を返してほしい」と訴えた。

大分からは
24,352名分の
署名を提出

薬害エイズ事件帝京大ルートで業務上過失致死罪に問われ、1審で無罪判決を受けた元帝京大副学長、安部英被告(86)の控訴審初公判が2日、東京高裁(河辺義正裁判長)で開かれた。検察側は「臨床医のあるべき姿や、患者側の視点が欠落している」と1審判決を批判し、有罪を主張した。弁護側は控訴棄却を求めるとみられ、再び全面対決の展開となる。来年夏ごろ結審する見通し。最大の争点は(1)血友病の男性患者(当時20歳代)への非加熱血液製剤の投与を、内科医師に指示したとされる85年5、6月当時、元副学長は非加熱製剤の危険性を認識していたか(予見可能性)(2)患者のエイズウイルス(HIV)感染と死亡(91年12月)を避けるために別の手段を取るべきだったか(結果回避義務)

東京地裁は昨年3月「予見可能性は低く、非加熱製剤の長所や大多数の血友病専門医が投与していた実情から、結果回避義務はない」として、禁固3年を求刑した検察側の主張を退けた。

この日、法廷で検察側は「当時、病院で2人が死亡していた事実や、被告もそれをエイズと認識していたという臨床医としての実体験が一番大切なのに、米国の論文等をもとにして予見可能性を不当に低く評価した1審は誤り」と主張。そのうえで「臨床医がいかに重要な事態に直面しても、何の措置も取らなくていいことになり、到底容認できない」と述べた。

HIVが混入した非加熱血液製剤の投与で1400人以上が感染、約500人が死亡した薬害エイズ事件で1996年8月末、東京地検が旧厚生省から家宅捜索で押収した行政文書などの資料の一部が8日、厚生労働省に返還された。

厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の専門部会は10日、血液製剤などの「特定生物由来製品」を使用した場合、患者の氏名、住所などの投与記録を20年間保存するように医療機関に義務付ける同省方針を承認した。

薬害エイズや薬害ヤコブ病では、治療時の記録が十分に保管されておらず、感染した恐れのある患者の追跡調査が難しかった。1997年からは行政指導で約10年の記録保存を義務付けているが、今年7月の改正薬事法の施行に合わせ、記録保存措置を強化する。製造業者に対しても、病原体の検査結果などを含む採血記録や出荷した医療機関名などを30年間、保存するように義務付ける。

薬害エイズ事件で業務上過失致死罪に問われ、一審・東京地裁で無罪判決を受けた帝京大元副学長・安部英(たけし)被告(86)の控訴審第2回公判が21日、東京高裁であった。福島県立医大付属病院で85年4月にエイズを発症して患者が死亡した当時、同大助教授だった内田立身(たつみ)医師が出廷。「悲惨な死を見て、非加熱濃縮血液製剤の使用をやめた」と証言した。このとき死亡した患者は、帝京大の2例とともに、血友病患者のエイズ初発症事例として厚生省(当時)に認定された。同時期に非加熱製剤の使用を続けた安部元副学長とは正反対の治療方針を採ったとされ、検察側証人として出廷した。内田医師は、患者の死亡後、「ほかに4人いた血友病患者は(当時、未承認だった)加熱製剤に切り替えた。医大から医師を派遣している十数力所の病院でも同様の方針を採らせた」と述べた。

薬害エイズ事件で業務上過失致死罪に問われ、1審で無罪判決を受けた元帝京大副学長、安部英(たけし)被告(86)の控訴審第2回公判が21日、東京高裁(河辺義正裁判長)で開かれた。85年4月、担当の血友病患者がエイズで死亡した元福島県立医科大病院第1内科部長、内田立身医師(64)が検察側の証人として出廷し「せいぜい、悲惨さに強いインパクトを受け、非加熱製剤の使用を一切止め、加熱製剤に転換した」と述べた。

公判では、非加熱製剤から転換すべき時期が争点の一つになっている。この症例は、安部被告が非加熱製剤を投与した85年5・6月以前のもので、内田医師は「数名の医師と相談して、非加熱製剤の中止を決めた。十数力所の関連病院にも中止を指示した」と検察側に有利な証言を行った。安部被告は、2人の患者が死亡した後も非加熱製剤の投与を続けたとして、同罪に問われている。

薬害肝炎訴訟の動きを分かりやすく整理しました

2002年10月21日、フィブリノゲン、非加熱第9因子製剤によって肝炎に罹患した被害者が、国および製薬会社を被告として、第一陣の訴訟を提起しました。

国は責任回避せず対策を (熊日・社説 11/04)

多くの犠牲者を出した薬害エイズやクロイツフェルト・ヤコブ病に続き、「薬害肝炎」についても行政と製薬会社の「複合過失」の責任が法廷で問われることになった。

国や製薬会社が血液製剤の安全確保を怠ったためC型肝炎ウイルスに感染したとされるのが薬害肝炎である。この血液製剤を投与された感染者16人が、国と三菱ウェルファーマ(旧ミドリ十字)など3社に計9億円余の損害賠償を求める訴えを東京、大阪両地裁に起こした。16人のうち12人は1984～88年に出産や手術の際に止血剤として旧ミドリ十字の「フィブリノゲン」を、残る4人は80～85年に旧ミドリ十字などの第9因子製剤を投与されたという。

フィブリノゲンは64年、第9因子製剤は72年に国が承認。原告側は「承認時に既に製剤の危険性を予見できた。その後の研究で肝炎が肝臓がんなどに進行することは一層明らかになっていった」と指摘。被害を防げなかった国や製薬会社の無策を厳しく追及する構えだ。国がどの時点で血液製剤への規制措置を取るべきだったかが訴訟の最大の争点となる。米国では77年にフィブリノゲンと同種製剤の製造承認が取り消された。しかし、旧厚生省は青森県の集団感染が87年に発覚するまで規制しなかった。

この「空白の十年間」はなぜ生じたのか。肝炎発症例が少なく、治療の有効性の方が高く評価されたためと旧厚生省は説明してきた。厚生労働省の今年8月の報告書でも国の過失を事実上否定。一方で症例の過少報告などミドリ十字の対応を批判している。納得しかねる話だ。

「血液が固まりにくい先天性の病気以外は代替治療法があったのに、国は使用を規制する権限を行使せず、製薬会社も医師への適切な情報提供を怠った」との原告側の主張に国などはどう応じるのか。国民の健康を守る厚生行政の危機意識の薄さは薬害エイズやヤコブ病で厳しい指摘を受けた。それなのに国は教訓を十分生かしていない。薬害肝炎でも、結局は裁判にならないと救済に動かないという姿勢を変えていないのだ。

非加熱の血液製剤を投与された血友病以外の患者の4人に一人がC型肝炎感染者だった。厚生省が今春発表した調査結果である。その高率に驚く。「空白の十年間」もだが、調査で憂慮すべき実態をつかみながら半年以上も抜本的対策を取らずにきたことも理解に苦しむ。

提訴直後、薬害肝炎被害救済弁護団が東京や福岡など5カ所で電話相談を実施。2日間に寄せられた2200件のうち、血液製剤の使用の可能性があるのは800件に上った。フィブリノゲンを投与された人は80年以降だけでも約29万人いる。相談で浮かび上がった被害は氷山の一角とみるべきだろう。

C型肝炎は慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんと進行する場合が少なくない。感染を早く知って治療を受けることが大事。最近、新しい治療法も行われているが、治療費は高額で患者にはかな

りの負担となる。問題は薬害肝炎だけではない。C型肝炎は輸血や注射針の使い回しなどによる典型的な「医原病」だ。こうしたケースも忘れてはなるまい。

治療無料化など経済的救済はもちろん、社会的差別の解消や検査態勢の拡充、さらに有効な治療法の研究・開発への支援も欠かせない。200万人もが「医原病」C型肝炎ウイルスに感染、悩んでいる。裁判の行方にかかわらず、国には急ぎ必要な施策を取ってもらいたい。

大阪訴訟、2次提訴へ (読売 2002/12/20)

被害者16人が国と旧ミドリ十字など製薬3社に損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟で、大阪弁護士会は、大阪地裁で第1回口頭弁論が開かれる26日に、新たな患者5人を原告として第2次提訴に踏み切る方針を固めた。東京訴訟も年明けに弁護士団が2次提訴を準備しているほか、他の地域でも提訴の動きがあり、訴訟は今後、エイズ、ヤコブ病などに匹敵する全国規模の大型薬害訴訟になりそうだ。

薬害肝炎訴訟、国側が争う姿勢 (日経 2002/12/26)

訴訟の第一回口頭弁論が26日、大阪地裁(中本敏嗣裁判長)であった。この日の弁論では、感染者の女性が「なぜ製薬会社は危険な売血を(血液製剤の)原料に使い続けたのか、なぜ国は危険を医師や患者に伝えなかったのか。裁判を通じてそうした疑問の答えを知りたい」と陳述した。弁護士も「製薬会社の行為は利益至上主義の下で行われた犯罪的行為とすらいえる。国の法的責任も明らか」と批判。「感染者の早期救済を図り、悲惨な薬害が発生しないような薬事行政を行わせることがこの裁判の意義だ」と訴えた。

古賀弁護士HPから九州情報を抜粋して紹介

9月20日、薬害肝炎準備会(福岡)が正式に立ち上がりました。福岡・大分の弁護士24名で結成されました。肝炎被害の実態調査を目的にしており、今後、九州全域の110番も視野に入れています。今後、全国的には大きな運動が起きることも予想されています。薬害肝炎に関する九州地区の相談は、ちくし法律事務所(092-925-4119)まで。

<http://www.lawyer-koga.jp/kanen.htm>

両地裁において、2003年の期日が一括指定されました。

東京地裁	第1回弁論	2月26日午後3時
	第2回弁論	4月24日午後2時
	第3回弁論	6月24日午後3時
	第4回弁論	8月26日午後3時
	第5回弁論	10月28日午後3時
	第6回弁論	12月16日午後3時

大阪地裁	第1回弁論	3月11日10時半
	第2回弁論	5月14日10時
	第3回弁論	7月16日10時

3月30日、大分では薬害エイズ集会以て担当弁護士による薬害肝炎の講演も予定。今年も学習と支援を積み重ねて行きます。

瀬戸さん（九州在住の原告）の話

福岡で、はばたき福祉事業団の相談員と全国の調査を担当しています。C型肝炎の話は他人事ではありません。私たち血友病患者はほぼ100パーセントC型肝炎に感染しています。血友病とHIVとC型肝炎、HIV治療を行うことによってC型肝炎がさらに悪くなるという苦しみを背負っていかなくてはなりません。そういう意味でできるだけ新しく明かになってきた薬害の問題の解決に向けて私たちとしてもできることを協力したいと思っております。

私は先日1982年～83年生まれの学生を前に話をしました。まさに私たちの薬の中にHIVが潜んで全国に広まっているまさにその時期に生まれてきた人ばかりです。彼らはある程度の知識としては知っていたけれど、今日初めて話を聞いていかにその当時の責任ある人々がいかげんな対応をしてこの問題が全国に広まっていったのかということをはじめ知って非常に驚き怒りを感じたというような感想を寄せてくれました。このようにHIV問題というものは一方では風化してみんな忘れつつある、しかし同時に世の中に訴えつづけることによって新たに同じ思いを持ってくれる人がたくさんいる、その両方を私は感じてまいりました。

風化しているものの中で一番大きいものは遺族の心です。今年、東西の原告団力を合わせて初めて全国的な遺族調査の第1弾をしました。聞き取り調査、その中で明らかになったことはやはり遺族は重い思いを担いつづけているということ。お父さんは自分の子供や家族を死の淵から救ってやれなかったと悔いています。ある意味で一番ひどいのはお母さん、血友病の子供に産んでしまって辛い思いをしてしまったのにさらに追い打ちをかけるような羽目に陥らせてしまった。自分を責めています。たとえば今日草伏さんのビデオを見、M君の声を聞きましたけれど、ご遺族にとっては辛いことではある、私たちはそういう思いを忘れてはならないと思います。遺族のもう一方の思いとしては悔しさがあると思います。なぜ悔しいか、感染させられて辛い思いをさせられたことも悔しいのですが、それ以上の悔しさというのは本当に当時責任ある立場にあって防ごうと思えば防げた、やるべきことをやらなかったそういう人達が今もって当時の事情についてきちんと説明をし心をこめた謝罪をしていない、むしろ嘘をいって自分の責任を回避するようなことをしている。それが許せないと言っています。

11月29日東京高裁で安部英の第1回目の控訴審が行われま

長嶋さん（九州在住の原告）の話

今日は草伏さんを思う日と思ってかけつけました。ここに来る前に寄り道をしました。コンパルホールの前で車の中から5分ほど

今日来る思いを回想してました。あの日1995年の9月M君は体の不調を訴えつつも1400人の前でテープでしたけども話したんだなあ、草伏さんもやせて、裁判の和解に向かって私たち元気な感染者がもっと前に出て皆様に訴えるべきところを1人矢面に立って訴えてくれた私の親友、あの時いたなあ、そう思ってそのホールを見て、ここに来ました。6年経ちました。私の気持ちは今も変わっていません。

もちろんお2人も亡くなっています。でも遺志は受け継いでいます。ここにおいでの方々も同じだと思いますけれどこの気持ち、あの時大分から風を吹かせて原因を作った厚生労働省ならびに血友病専門医に対して正義の風を起して1つの区切りを作ろうという気持ちであの会場にも行ったし今日来た気持ちも変わりません。また草伏さんの音楽も聞きました。一人芝居「冬の銀河」も見なかったです。その一人芝居「冬の銀河」に出てくる何人かを知っております。1家庭、1家族知っています。その人達は無念の思いで亡くなっています。その気持ちを僕は忘れません。その中に僕たちの親友がいたんです。その生き様は今もって草伏さんが劇としてや現在進行形のドラマとして見ていきたい。感謝しています。またもう1度大分から風を、また私が一番嫌っている人物の控訴審も近々あります。私は自分のこととして行きたいと思っています。草伏さんが生きていたら言われるでしょう。1人1人は弱くても署名という形で、また支援と言う形で、その思いを東京に持って行きたいと思っています。その力になっていただきたいと思っています。M君僕は君を子供のように思っていたよ、この場で言うことではないけれどM君も好きなあの球団が優勝したね、それは1人ではできないんだよ。何十人、また2軍、みんなの力で優勝という頂点に立ったそれを見せてやりたかったです。この問題もそうです。1人では何もできないけれど、私には高裁の答えが私たちの思うことになれば優勝だと思っています。また、C型肝炎のことも福岡で1度勉強会に参加しました。また厚生労働省の罪です。それを1つ1つ勉強してその人達に何かの支援になりたい。またそのことによって自分は生き続けるパワーになるんだと思って勉強を続けたいと思っております。私は厚生官僚との交渉の中で薬害は終わらないという雰囲気をつかみましたが、1人1人が問題を提起して見つめていけば監視すれば絶対に薬害は解決できると思っている1人です。薬害エイズの患者の立場となって1つわかったことは1人胸にしまつて悩むよりそれを打ち明けそれに関連した知識ある人との協力の元に突き進めば国を動かすこともできると確信しております。

西村有史さん（西村クリニック院長）の話

この集いは多分皆勤賞だと思います。偲ぶ会がある限りはずっと出て来たいと思っております。

実は昨年私にとっての患者さんを1人亡くしてしまいまして、以来1年間未だにショックから立ち直れていない状態です。ただ久しぶりに草伏さんの姿を見て、もう1度やらないといけないう気持ちで少しずつですが私に中であつてきたように思います。特にビデオの中で彼が言ったエイズ教育に対する

かなり厳しい批判、それは草伏さんが生きていた頃折に触れて言われてきたこと。それは私もエイズ教育に少し携わるようになってもう10年位になりますけれどもその中で常に考えてきたことだし、目の前にいる患者さんを大事にしていくこと、それから1人1人が生きていくことを大事にしていくという中でエイズ教育というのは続けていかなきゃいけないんだという気持ちは私の中でまだ生きています。

それからM君のテープを聞くと、ちょうどあの頃彼は喋るのがどんなに辛かったか、本当に口の中も口内炎だらけでしたし、蓄膿症だとか胸の機能も悪い状態で、半分寝たり起きたりという状態のところでもあの集会に出ていました。本当によくあそこまで頑張ってくれたなという気持ちがあります。そういうことを思い出しながら聞いていました。

また今はショックから立ち直れずに方向性を失っている状態なんですけれど、今考えていることは薬害エイズを2つの側面から考えていこうと思っています。1つは薬害ともう1つはエイズということこの2つを両方とも自分の中で考えていきたいなと思っていますし、何かそれでお手伝いできることがあればやりたいなと、じっと引きこもってるばかりでは何のために草伏さんやM君やいろんな方からたくさんのお話を教わったかわからなくなりますのでそろそろ起きてばかりいないで少し頑張ろうかなと思います。

北海道でこの活動に取り組んでいる方の話

私、草伏さんが亡くなったとき東京でも参加をしましたし、こちらでの「お別れの会」にも参加をすることができました。ここ大分にはこういう集会があるたびに何回かお邪魔させて頂きました。

薬害という問題もさることながら、ここで皆さんにお手を挙げていただきたいんですが、先月の終わりの北海道で世界障害者会議というものが開かれていたというのをご存知の方いらっしゃいますでしょうか？このニュースを地元では連日テレビ等で報道していました。ところが全国ニュースで扱われたという回数というのか、放送局というのか、それが全然わからなかったぐらい全然問題になってなかったように思います。やはり障害者の問題すらも日本のマスコミというのはあまり相手にしてもらえないのかなあという思いが実は残って今日ここにお邪魔しています。障害者の問題という大きな単位もとらえられないのに、薬害という狭い範囲の問題ということになりますと皆さんにわかってもらえるということはとても難しいのかなあということを実感として今思ってるところです。

草伏さんについて言いますと、東京の裁判の時に闘っているとき、私はその当時北海道の血友病友の会の会長として傍聴支援をしていました。東京から遠い北海道と九州ということで息投合したんだろうと思うんですが、お話をする機会があつて草伏さんとはそれからの結びつきになったわけです。亡くなったときの集会で言いましたけれどお別れの言葉を彼には伝えていません。私は今でもお別れの言葉を伝えようという気持ちはありません。皆さんも心の中で何時までも生きてほしいという思い、心の中で生きつづけているということを伝えたいという気持ちでいるのではな

いかと私は思っています。これからもこういう機会がある度に可能な限り私も参加させていただきたいと思っていますのでよろしくお願いたします。

東京HIV訴訟原告団全国世話人・大平勝美さんの話

草伏さんとは第1次の原告の時、原告団の会報作りの時から一緒にさせていただいてまして、元気な時のビデオを見ますと胸がつかってしまいます。草伏さんもM君もそうですが全国のこの薬害エイズで亡くなった患者さんがもうすでに530人を超えてしまいました。こうした亡くなった方々の尊厳犠牲の上に薬害の追及ということが今も行われております。

何度もお話するようですが、厚生労働省の所に「薬害根絶誓いの碑」が作られております。この碑というのは草伏さんたち亡くなった被害者の怒りと思いがそこに凝縮されていると感じております。ぜひ東京に来られた際には厚生労働省の玄関の入り口の左のほうにあるんですけどもその碑を見ていただいて、薬害エイズの問題というのは、先にサリドマイドとかスモンとかありましたけれども、また一つの大きな薬害事件の象徴だと思っていただいて、薬害がなくなるような社会を目指していただきたい、そういう思いを皆さんに持っていただけたらありがたいと思っています。

おかげさまで、今HIV感染の患者さんたちの治療というのは大変進んでおりまして、それも裁判の力の大きさというのが当時の厚生省そして現在の厚生労働省を動かして医療体制を作り、そしていろいろな社会福祉を充実させていっていると思います。しかし現実には私たち血友病の問題、それからHIV感染の問題、そしてまた血液製剤からの感染でC型肝炎の感染の問題もありまして三重苦というんですか、それが本当に大変な重荷で被害者にのしかかっていると思います。

今調査をしております、それが大きな問題として多分クローズアップされてくると思います。今被害者の遺族の方たちの実態調査を行っておりますけれども、患者だけではなくて遺族に対しても大変重い心の重荷を一生背負わせていくという薬害の構造というのは絶対に断ち切って頂きたい。皆さんと一緒に運動していただいて、こうした問題が起きないような社会作りをしていきたいと考えております。ぜひまた大分からのいろいろな発信も期待しております。一緒にやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

草伏さんの弟さんの話

6年前10月25日に兄が亡くなって今年で7回忌を迎えます。この集いを毎年開いていただいて今年もこんなに多くの人に参加していただいてありがとうございます、感謝しております。6年前亡くなった時に「兄貴をスーパーマンにしないほしい。みなさんの心の中で本人がやってきたことを育ててほしい。」生意気なメッセージを伝えたくて、こうやって皆様が集ってくださるということは確実に6年間の中できっと育ててくださったんだろうなと思って本当に感謝しております。

M君のお父さんの話

我が子が多くのお聴衆を前にして懸命に訴えている声を聞き、あらためて当時のとてつもない大きなパワーを思い出します。

しかし、歳月というものは人の弱さをさらけ出すもので、私自身ひと時も忘れる事はないだろうと思っても、段々と現実から記憶の世界へと移り、そして一つ一つ忘れていく自分の愚かさに戸惑っています。

この様な人の思いや心の動きが必然的なものであるとすれば、この国を揺り動かした「薬害エイズ事件」もいつか昔の事として忘れ去られてしまうのではないかと懸念しています。このような繰り返し、また薬害を生み、多くの人を苦しめる事になるのではないかと思います。でも、息子達薬害被害者は、その事を予見していたかの様に自分達の生き方を私達に強烈に嘘の裏に焼きつかせ、眼下にその姿を鮮明に浮かばせて来ます。小雪の舞う日比谷公園で厚生省を前にして訴え、裁判での国、製薬会社との闘い、何がこれだけのパワーを生み出したのでしょうか。ただ彼らは、悔しさを訴え、過ちを正そうと思ったのです。

私は、草伏さんや息子達の事を語り合う事で自分の弱さに喝を入れ、皆さんにお会いする事で勇気ももらい、生きるがんばりと生きていく力をもらっているように思います。今現在もこの活動に多少のかかわりを持ってはいますが、日常の生活に流され十分な活動が出来ていません。今を懸命に生きていらっしゃる感染被害者の皆さんの活動には、頭が下がる思いです。

私達は、この世に生を受けた瞬間から、後生の人の為に自分を磨き、みんなが安心して暮らせる社会をつくる義務があるのではないかと思います。私ももっとも男を磨き、息子達に恥じない生き方をしなければならぬと、今日のこの会であらためて思った次第です。

いつの日か亡くなった私の息子は、本当は、・・・という名前で、こんな顔していた少年だったと言える日がくればといいなあと思っています。

今日は、皆さんにお会い出来て本当に嬉しく思います。ありがとうございました。

徳田弁護士の話

毎年この偲ぶ会をやってきました。どうしてこの会をやるのかということも11月3日が近づくと自問自答していますし、みんなと確認をしあっています。6年前草伏さんを亡くして大きなお別れの会をやった時のことを思い出しますと、まさに泣きじゃくるという状況だったわけです。先程の西村さんの話を聞きながらその時のことを思い出しました。虚脱状態といいますが、その中から僕等なりに立ちあがって来れたのは草伏さんとM君の2人の意志といえますか、2人の思いを継いでいこう、もし今ここに彼らがいるとしたら何をしたら、彼らは僕等に何をしてほしいと訴えるだろうか、それを自分達1人1人が振り返る機会を持つ、それがこの偲ぶ会を毎年続けていくことの意味ではないかという感じがします。

振り返ってみますと実は草伏さんを私に引き合わせてくれたの

は大分スモンの会の伊川さん、西村先生を草伏さんや私に紹介してくれたのも伊川さん。そしてこの会を開いて行く中で私たちはサリドマイドの佐藤君と知り合いました。同じ薬害の被害を受けた人達が次々とつながりながら何とかして自分達のような被害をこれきりにしてほしい、そういう思いを受け継いできている。それが今のこういう運動になっているんだという感じがします。

薬害肝炎の問題というのは1978年にアメリカだけはフィブリノゲンについて承認を取り消して販売を中止した。同じようなことをサリドマイドの時に起こっておりまして、このサリドマイドに関してはアメリカでは承認を留保したためサリドマイド被害は1件も起こらなかった。スモンに関しても薬害肝炎と同じような問題がありまして、アメリカでは、キノフォルム剤をアメーバー赤痢以外には使ってはならないと適応を限定したというふうに専門的にはいうわけですが、ところが日本の場合には、キノフォルム剤については全く適応を限定せず、そのために1万人を超えるスモン被害を出したのです。またフィブリノゲンに関しては先天的にフィブリノゲンが欠けている人についてだけ補充療法を認めるという限定をしませんでした。

ですからいろんなところでフィブリノゲンが使われた。これがこれほど大量の薬害肝炎を生み出したという形です。薬害の仕組みは繰り返されてきて、その同じ仕組みの部分が打ち壊されていないということがはっきりするわけで、薬害を根絶するために薬害を生み出した仕組みの部分をあきらめずに打ち壊しつづければいけない。

おそらく草伏さんが生きていたら薬害肝炎この闘いの先頭に立つたろうと私は確信します。そしてなおかつ安部英の刑事裁判に関しては自分が生きていたならば自分こそが彼を有罪に追いこむ生き証人であると彼は法廷に証人として立ったと思います。あの時代に安部英をはじめとする専門医達が九州で何を言いつづけたかということ、感染がわかったその感染の事実を隠し通し続けて感染被害を拡大させるにあたって彼らが何を続けたのかということが一番知っていたのは草伏さん、彼が生きていたら彼は検察側に立って告発し続けたらと思う。

私達ははいよいよ薬害エイズの闘いが広がりつつ新しい段階にこれから入っていくという事を噛み締める必要があるのではないかと思います。そのために当面私達には2つの仕事が課せられたと思います。私も薬害肝炎の弁護団に参加しました。九州の電話相談を私も受けました。生まれたばかりの赤ちゃんに5ccのクリスマシンを打たれた、そのためにC型肝炎に感染した、そういう親御さんからの電話相談も九州でありました。私達は埋もれたままになっている被害をしっかりと受け止め薬害肝炎の問題と安部英の刑事裁判を見守り続ける運動の中で全力を挙げて闘っていきたく思います。

(11/3は中川弁護士による薬害肝炎に関する講演も行いましたが校正未了につき今回は掲載することが出来ませんでした。次回通信かHPにて掲載予定にしています。どうかご了承下さい)

緊急学習会



2月10日(月) 19:00~20:30

『安部英・控訴審を学ぶ』

講師：大井暁弁護士（東京HIV訴訟弁護団）

大分県弁護士会館・3階会議室にて（大分市中島西1-3-14）参加費500円

安部英・刑事裁判の控訴審（11/29と1/21）の動向について

第3回公判（3/4（火）13:30～）以降の焦点について

支援する力を結集するために必要なことについて

講演を通じて学び、考えて行きます。

被害者の立場にたった判決
を求める声を結集させ、届け
ていきましょう！



署名を継続しています！

同封の『薬害エイズ刑事裁判控訴審における迅速公正な判決を求める要請書』にご協力を下さい。集約は2月10日の学習会と2月28日です。もうひと回り身近な方々に広めて、ご持参いただくか事務局まで郵送して下さい。



通信のメール送信を開始します！

インターネットを活用されている方でパソコンのメールアドレスをお持ちの方はお知らせ下さい。年間の通信費用を削減する為にメール送信に切り替えていきたいと考えています。どうかご協力下さい。（一部の方は先行してメール送信いたします）

oitakaranokaze@yahoo.co.jp までメールでお知らせ下さい。

大分からの風～薬害エイズに挑む～ <http://www.coara.or.jp/~tylo/>

今年も大分から風を起こせるよう取り組んでまいります。よろしくお願い致します。（事務局一同）